

# 狭山事件60年！ 小泉龍司法務大臣 の地元で冤罪と死刑制度を考える集い

9月13日、第二次岸田再改造内閣の法務大臣として、埼玉11区選出の小泉龍司衆議院議員が就任しました。

地元埼玉で起きた「狭山事件」は、一審は死刑判決でした。控訴審で無期懲役になりましたが、有罪とされている石川一雄さんは、現在も無実を訴えて再審請求を闘っています。小泉法務大臣の地元で、冤罪と死刑の問題を身近なものとして、共に考えたいと思います。

昨年7月26日に死刑が執行されてから執行は止まっています。これまで法務省は執行ゼロの年を作らないために、年末の執行を慣例化しています。私たちは小泉法相に死刑執行命令書に署名しないことを求め、法相の地元・埼玉で死刑制度を考える集いを行います。

埼玉県は冤罪狭山事件発生の地です。1963年に女子高校生が行方不明になり遺体で見つかりました。警察は付近の被差別部落に見込み捜査を集中し、石川一雄さんを別件逮捕、代用監獄でウソの自白をさせ犯人にでっちあげました。一審は死刑判決、控訴審で無期懲役となりましたが、31年7カ月の獄中生活を経て、1994年再審請求中に仮出獄、今も雪冤を晴らすため再審を求め続けています。袴田巖さんの再審公判が始まりましたが、袴田さんも元ボクサーという差別感情の中で逮捕され、拷問的な取り調べ、捜査機関による証拠の捏造で死刑が確定。死と隣り合わせの長い獄中生活で精神を病んでしまいました。

なぜこんな理不尽なことが起きるのか、そしてなぜ過ちが糾されないのか。その理由の一つは日本の再審制度がほとんど機能していないことです。しかし今、繰り返される冤罪事件に対し、多くの人が批判の目を向け、再審法改正への動きが高まっています。

1980年代に死刑冤罪事件4件が再審無罪となりました。そして今、袴田さんの無罪判決へ向かう再審裁判が行われています。再審請求中に死刑が執行されれば取り返しがつきません。

幸い小泉法相は狭山事件など冤罪事件に対して理解がある人と聞いております。その法相の地元で死刑制度について考え、死刑執行の停止を法相に要請していきたいと思えます。多くの方の参加をお願いします。

日時・2023年12月9日(土) 14時から 熊谷商工会館2Fホール  
発言・石川一雄(狭山事件再審請求人)・石川早智子(妻)

加藤英典(袴田事件弁護士)  
瀬戸一哉(埼玉弁護士会刑事司法改革問題対策委員会委員長)  
小野寺一規(部落解放同盟埼玉県連合会書記長)

参加費・500円  
主催・死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90  
共催・部落解放同盟埼玉県連合会

熊谷地区労働組合協議会  
狭山事件を考える大里地区市民の会  
アムネステイ・インターナショナル日本  
「死刑を止めよう」宗教者ネットワーク  
監獄人権センター  
死刑をなくそう市民会議

連絡先・107-0052 東京都港区赤坂2-14-13・5F  
港合同法律事務所受付フォーラム90  
03-3585-2331



〒360-0041 埼玉県熊谷市宮町 2-39  
電話：048-521-4600  
上越・長野新幹線、JR 高崎線の熊谷駅北口より徒歩8分